

輪之内町河川占用等料金表

<河川土地占用料金表>

種別	単位	土地占用料の年額(円)	備考
住宅・物置等	1 m ²	120	1 占用料を算定する場合に計算単位に端数が生じたときは、10m未満は10mに、1 m ² 未満は1 m ² に切り上げる。
店舗・工場等	1 m ²	280	
電柱	1 本	170	
鉄塔	1 m ²	120	2 期間が1年未満のときは、月割計算を行う。ただし、1月未満のときは、1月とする。
管類埋設物	1 m ² ・10m	100	
えん堤・水路等	1 m ²	110	3 種別ごとに1件の占用料の額が100円未満のときは、100円とする。
横過工作物	10m	100	
上記以外のもの	町長が定める額		

<河川産出物採取料金表>

種別	単位	河川産出物採取料の額(円)	備考
砂利	1 m ³	200	1 採取料を算定する場合に計算単位に端数を生じたときは、1 m ³ 未満は1 m ³ に、100 k g 未満は100 k g に切り上げる。
砂	1 m ³	200	
土砂	1 m ³	200	
れき(栗石)(径が5 c m以上15 c m未満のもの)	1 m ³	200	2 1件の採取料の額が100円未満のときは、100円とする。
玉石(径が15 c m以上30 c m未満のもの)	100 k g	160	
転石(岩石を含む。径が30 c m以上のもの)	100 k g	160	
粘質土(堤防土及び肥料土を含む。)	1 m ³	200	

<河川流水占用料金表(発電のための流水占用料金を除く)>

種別	単位	流水占用料の年額(円)	備考
鉱工業用に供するもの	毎秒1L	3,160	1 占用料を算定する場合に計算単位に端数が生じたときは、1L未満は1Lに切り上げる。
製材業、製陶業等の水車の用に供するもの	毎秒1L	320	
上記以外のもの	町長が定める額		2 期間が1年未満のときは、月割計算を行う。ただし、1月未満のときは、1月とする。 3 1件の占用料の額が100円未満のときは、100円とする。